

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| No | 19 | 府省庁名 | 厚生労働省 |
|--------------|---|------|-------|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方たばこ税） | | |
| 要望項目名 | 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引き上げ | | |
| 要望内容 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方たばこ税 ・特例措置の内容 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること、たばこ対策が重要な公衆衛生施策として位置づけとされていること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてたばこフリー環境を目指す必要があること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる | | |
| 関係条文 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第74条の4、第74条の5、第467条及び第468条、附則第12条の2及び第30条の2 たばこ規制枠組条約第6条 </div> | | |
| 減収見込額 | [初年度] 精査中 (一) [平年度] 一 (一) [改正増減収額] 一 | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 たばこ税の税率を引き上げることによって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省において開催した「喫煙の健康影響に関する検討会」が平成28年8月に取りまとめた報告書では、日本人の喫煙の健康影響に関して、肺がんのリスクが男性で約4.4倍、女性で約2.8倍になることや、慢性閉塞性肺疾患(COPD)のリスクが男性で約3.1倍、女性で約3.6倍になることなどが報告されている。このように、喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかである一方、喫煙率は男性30.1%、女性7.9%といまだ高い状況にあり、その消費の抑制を図る必要がある。 ○ 平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」において、たばこの消費及び受動喫煙は死亡、疾病及び障害を引き起こすリスクが高まることが科学的証拠により明白に証明されていること、価格や課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させる効果的かつ重要な手段であること等が規定されている。一方、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格は低い状況にある。 ○ また、平成27年7月にWHOが発表したたばこに関する報告書「The Global Tobacco Epidemic 2015」において、喫煙に起因する病気による死者が全世界に年間約600万人いるとし、その上で、たばこの消費量を減らし、かつ税収を上げるために、たばこ税を少なくとも販売価格の75%以上とすることが望ましいこととされており、国際的にも対応が求められている。 | | |
| 本要望に対応する縮減案 | - | | |

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| | 政策体系における政策目的の位置付け | (基本目標) 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (政策目標 10) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること。 (10-3) 総合的ながん対策を推進すること。 |
| 合理性 | 政策の達成目標 | たばこの消費を減少させることで、国民の健康を増進させる。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 平成 22 年 10 月の増税（70 円／箱）では、 ・販売数量は 16% 減少 (平成 21 年 2,339 億本→平成 23 年 1,975 億本) ・成人喫煙率は 3.3 ポイント減少 (平成 21 年 23.4%→平成 23 年 20.1%) という効果がみられており、税率の引き上げにより、喫煙率の低下が見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税においても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 平成 17 年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している（平成 29 年度予算 39,781 千円）。 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 上記予算事業は、都道府県等が実施する普及啓発等のたばこ対策に支援を行うものである。一方で、本税制措置は、喫煙者のたばこ消費抑制に直接的に効果を与えるものであり、手段と効果が異なる。 |
| | 要望の措置の妥当性 | たばこの課税に関する措置は、日本も受諾している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」においても提唱されている。また、過去にもたばこ税の税率を引き上げることによるたばこ消費量の抑制効果が認められており、増税措置は妥当である。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | <p>【過去 5 年間の要望状況】</p> <p>○平成 25~26 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引上げ」において、たばこ税の税率の引上げを要望。</p> <p>○平成 27 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②紙巻きたばこ旧 3 級品における税率の特例措置の廃止 ③かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し</p> <p>このうち、②の要望が認められた（平成 31 年までに段階的に特例措置を廃止）。</p> <p>○平成 28 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。 ①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ ②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し</p> <p>○平成 29 年度税制改正要望 「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。</p> |